

## 国防國家の概念・政策・構造：非常的政治原理としての国防國家

今中，次麿

<https://doi.org/10.15017/14429>

---

出版情報：法政研究. 11 (2), pp.87-136, 1941-04. 九州大学法政学会  
バージョン：  
権利関係：

# 國防國家の概念・政策・構造

——非常的政治原理としての國防國家——

今 中 次 磨

## 目 次

- (一) 國防國家の概念
- (二) 國防國家の政策
- (三) 國防國家の社會的構造
- (四) 國防國家の政治的構造
- (五) 日本國防國家と憲法

## (一) 國防國家の概念

わたくしは、昭和十四年四月號の某雜誌において、初めて「國防國家」といふ言葉を用ゐた。しかし、それは「全體主義」といふ言葉よりも、その方が適切だといふ意味からであつた。(註一)したがつて、當時から、わたくしは、國防國家を、一つの國家體制としてよりも、むしろ政治原理として、考へてゐるのである。

(註一)「國防國家と革新政黨」(『改造』)そこで、次のやうに述べた。「……………もつとも、私は全體主義といふよりも『國

「國防國家」と……いふ觀念を用いた方がよいと思つてゐる。國防國家は戰時態勢國家（この表現は不正確である）であつて、國家のすべての要素を、ただ一に戰闘目的のために統合する。全體主義は、當然そこに必要な原理ではあるが、全體主義といふ言葉は、むしろ自由放任主義や機能主義的政治觀や階級主義に對立する原理であつて、戰闘目的といふことを明白に表現してゐない。

現時の國家が、全體主義を採用するといふことは、何もこれまでの政治社會原理が、間違つてゐたとかどうとか云ふためではなしに、ただ現時の國家が、國際戰爭を目的として編成されねばならなくなつたためである。

故に全體主義と云ふ空疎な觀念よりも、もつと具體的なものを示してゐる國防國家といふ言葉の方が、端的であつて、しかも妥當であると思ふ。そして全體主義にも種々の階梯があるが、國防國家にも、各種の發展段階があるのであつて、これを全體主義といふやうな、簡単な内容で示すことは、よくないと思ふ。特に全體主義は、ドイツでは指導者主義と同一觀念になつてゐるけれども、日本などでは、指導者主義は、實際に妥當しない。とにかく端的に、國防國家といつた方が誤解や誤謬が少いのである。」

全體主義と國防國家とを、同一觀念と見ることが正しいか否かは、後論に譲るとして、こゝで明なやうに、國防國家は、たゞ單に戰時態勢國家たることを意味するのではないのであつて、戰爭を目的とする、國家政策上の、一つの原理的立場を意味するのである。

最近、國防國家に關する論説が、夥しく現はれるが、その多くは、國家の政體機構として、國防國家を觀念するものが少くないやうに認められる。（註二）

（註二） 菊池勇夫「國防國家の經濟統制法」『統制經濟』一（二）において、「國防國家體制は、何時でも戰時總動員の體制に入り得るやうに、國家の總力を國防目的へ集中して整備した機構である。（二頁）と定義された。これは極めて正確な定義であるが、體制又は機構とされた點に疑問がさしはさまれる。近衛首相の新體制聲明（註三五その他参照）においては

「高度國防國家の體制を整へる」と述べられてをり、國防國家を體制と見ることは、一斑の見解である。後出ハーゼルマ  
イヤーの定義も亦さうである。

國防國家が、國家の態勢又は體制の問題であるよりも、むしろ、更に基本的な、政治原理の立場であり、政策  
方針であるといふことは、わたくしは、これをその翌月の某雜誌に詳述して置いた。(註三)

(註三) (革新)・「公論」の前身)

『國防國家』と資本主義」昭和十四年五月號一五頁以下に、次のやうに書いて置いた。す  
なはち第十九世紀の「軍事國家」(Militarstaat)も亦「法治國家や文化國家や警察國家などと同じく、國家目的理論の一  
つである」と云ひ、法治國家や文化國家や警察國家との異同を述べ、「戦争そのものを目的とする」國家が、軍事國家であ  
ることを説き、そしてこの第十九世紀の軍事國家が、資本主義の現時の態勢に相應して、國防國家に發展した所以を説明  
したのである。

科學的術語で表現すれば、國防國家は、政治目的論上の原理に外ならないのである。

次にわたくしが、國防國家といふ言葉を、用ひたについては、たゞ單に「國防」といふことが近時盛んに唱へ  
られてゐるところから、思ひついたにすぎないのであるが、その後この用語は、すでにドイツのナチスで用ひら  
れてゐることを知つた。

それは、„Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des nationalsozialistischen Staates“の中に寄せられ  
てゐる Friedrich Haselmayer „Wehrmacht“ の中に、それがあることである。しかも、そこでは、正確に國  
防國家の概念が示されてゐる。(註四)

(註四) Seite 20. (Bd. II. Gruppe I. Beitrag 30.) 日本語譯「新獨逸國家大系」第三卷・政治篇3「國防軍」參照三五頁。  
 そこには、次の如く定義されてゐる。

「斯の如き狀況に於ては一國の安全保障は最早國防軍が如何に精銳であらうとも國防軍だけの建設では足れり  
 としない、寧ろ全國民が國防の任に當らねばならぬ。斯くて昔克く使はれた武装せる國民 (Wehrhaftes Volk)  
 を遙かに超越した國防國民 (Volk in Waffen) なる概念が生じたのである。されば近代的要求に合致して正しく  
 組織し指導せらるゝ國家を『國防國家』 (Wehrstaat) と呼ぶのも亦故ある哉である。」

それは、職業軍人層が、政權を把握して之を行使する國家を意味する「軍人國家」 (Soldatenstaat) の謂では  
 なく、國家の全機能が、最高度の對外的抵抗力を保護する如く調整せられ、又同時に國民の各々が國防の爲其の  
 双肩にかかつて居る義務を十分に自覺して、之が履行の爲には、滅私奉公の誠を以て一身を捧げる覺悟ある國家  
 のことである。

これによつて見るに、ナチスで考へられてゐる國防國家、現時の國際戦争が、とくに宣傳戰 (Propagandakrieg)  
 經濟戰 (Wirtschaftskrieg) 及び心戰 (Seelenkrieg) におつて、高度化したために、所謂、總力戰 (Totaler Krieg)  
 となり、國際戦争は、最早、軍人の仕事にとどまるのでなく、所謂、國民的國防軍 (Volkswehr) が、所謂、職  
 業的國防軍 (Reichswehr) の外に、重要な地位を占めねばならぬために、必要になつてきたのであるとらふの  
 である。(註五)

こゝには、明に國際戰爭の形態が、近時とみに變つてきたことゝ、そのために、戰爭を戦ふ國家の體制が變化したことが、指示されてゐるのである。

(註五) 同書・三四頁。

國防國家が、かやうに國際戰爭と結びついた觀念であることは、云ふまでもないけれども、上掲の拙論『國防國家』と資本主義』で明にしたやうに、最近の資本主義社會態勢、並に、それに關聯して現れてきた所謂、革新主義運動と、また基本的な關聯があることも、見のがし得ない點である。

かくして今日、國防國家と革新主義とを結合しようとする要望が、屢々諸種の言論に見出されるのである。そのことは、國防國家が、まさに、單なる體制を——國家政體の組織形式を意味するものでなしに、むしろ現代の政治原理の新しい方向を——すなはち既存の政治原理に對する新しい批判と轉回とを意味してゐることを示してゐる。

國防國家、政治原理の一種であるとすれば、それは當然、既存未存の政治原理に對立する觀念でなくてはならない。すなはち、法治國家(Rechtsstaat) 警察國家(Polizei, Wohlfahrtsstaat) 文化國家(Kulturstaat) 又は經濟國家(Wirtschaftsstaat)などは、すでに從來屢々實踐又は主張されてきた政治原理であるが、國防國家も亦これらに伍して、特殊な政治原理としての立場を占める。

もとより國防國家は、かやうな政治原理についての理論と考へることが妥當であらう。したがつて、その政治原理の發動としての政策並に國家體制の上に、國防國家としての特徴と着色とが現はれてくることは云ふまでもない。したがつて、國防國家を、一つの政策上の特性、又は國家組織上の觀念と見ることが、全然、的をはずれてゐるわけではない。ただむしろ、國防國家といふ觀念は、これを今少しく基本的なものとして、國家目的又は政治目的の原理上の觀念として、とりあげた方が、間違ひないだらうと思ふのである。

この意味においては、上に引用したヘーゼルマイヤアの、國防國家に對する定義も、いまだ十分なものとは云へない。それは、單に戰爭を目的とする國家體制の、現代の特徴をあげて、國防國家を規定してゐるにすぎないのである。

## (二) 國防國家の政策

國防國家が、政治目的の原理に關する觀念であるといふ見解に伴ひ、次にその内容を検討して見る必要が起るのである。

政治目的についての既存又は既往の原理は、前にあげたやうに、次のやうなものであつたが、それらは、次にあげるやうな、それぞれの特殊な目的原理を持つてゐた。

(一) 警察福祉國家——一般的福祉 (Wohlfahrt, felicitus)

(二) 法治國家——個人的自由、

(三) 文化國家——國民教育・國民道德、

(四) 經濟國家——社會生活の公正、

警察國家が、マアカンチリズムの原理たること、並に法治國家が、フィジオクラット乃至自由主義の原理であることは、今更説明の要はないが、文化國家及び經濟國家については、極めて素笨な觀念が横行してゐるので、とくに注意を願はねばならない。

文化國家は、フィヒテが、『獨逸國民に告ぐ』において高調した精神、並にヘーゲルの『法律哲學綱要』又は『歴史哲學講義』において主張された國家論を意味することも問題はないが、その目的内容は、單なる「文化」ではないのであつて、「國民道德」の確立を目的とする、「國民教育」の完成に外ならないのである。ここで國民道德とは、「愛國心」の涵養を目的とする規範觀念であり、ヘーゲルの言葉によれば、國民として、その國家を完成しようとする *politische Gesinnung* である、説明せられてゐる。(註六)

また經濟國家は、極めて未完成な概念にすぎないけれども、多くの場合には、社會民主主義國家を意味し、「社會國家」(sozialstaat)「勞働者國家」(Arbeiterstaat) などと同じ意味に用ひられてゐる。しかし、わたくしは、今少し廣汎な意味で、上述のやうに、これを社會生活の公正を目標とする原理の意味に用ひたいと思ふ。現代資本主義が、餘りにも公正を無視して能率本位に墮したところの反動として、ここにかやうな原理が、新しく要請



されてゐると考られるからである。(註七)

(註六) カトリック教會の國家的政治原理についても、「文化國家」又は「文化的政治國家」が用ひられてゐる。例へば、ドイツの舊「中央黨」「バイエルン國民黨」などの、政治原理にこれが見出される。(拙著「政治統制論」參照。)

(註七) 拙著「政治統制論(政治統制目的論)」・(拙著「政治學(朝日新講座第一卷)」參照。

これらの各政治目的原理に對立して、國防國家が、特徴づけられるのであるが、現に國防國家は、法治國家を現實的な土臺として發生して來たために、法治國家との關係が、最も重要である。

ここにおいて、先づわたくしは、國防國家が法治國家に對して、いかなる特徴を有するかを明にしなければならぬ。しかし、これをなすには、先づ、法治國家の原理内容を明確にして置くことが先決問題であるであらう。何となれば、法治國家は、すでに餘りにも人口に膾炙してはゐるが、その内容については、必ずしも異つた見解が、行はれてゐないわけではないからである。

法治國家と法治主義とは、同一觀念である。外國語では、かやうな文字上の區別はない。單に *Rechtsstaat* とよばれるのみである。

法治主義の用語上の意味は、「人が治めずして法が治める」といふにある。カントがかやうに説明してゐる。(註八) (註八) 拙著「政治思想史」上卷・「カントの政治思想」參照。

しかし「人の治め」ない國家が、在り得ないやうに、また「法が治め」ない國家も在り得ないであらう。國家

のあるところ、必ず法があり、政治權力の發動するところ、必ず法をもつてする。

「人が治めずして法が治める」といふことの眞意は、むしろ、國家組織上の最高の要素が、人であるか、或は法であるかといふ問題に對する、法の優越性を主張することにあるであらう。極簡單な（したがつて誤解に陥り易い）表現をもつてすれば、それは「法主權」といふことであるのである。國家の統治者の恣意が、直ちに國法となるのでなしに、國法が統治者の恣意を制約するといふことであらう。

したがつて、そこには、統治者よりも、國法が、觀念的には、先存しなければならぬ。かやうに統治者の存在以前に在る國法とは、いかなるものか、また如何にして發生するのか。そこで當然、法治主義は、民約的法觀念を前提とすることになる。しからざれば、自然法を提出しなければならぬけれども、自然法も亦、理性法としては、人の理性のうちに汎在するのであつて、人的存在を前提せずには存在し得ない。（當然、國法は因果的自然法則では在り得ない。）

かやうに、法治主義には、立法作用における民主主義的觀念が隨伴するのである。そしてそれは、結局民意による統治者の專横を抑制しようとする意圖を包藏してゐる。すなはち、統治者の統治に對して、國民生活の自由を保障しようとする目的が、根本的に、そこには認められるのである。

かやうな意圖は、三權分立制の要求ともなつた。三權分立の制度は、本來、國民の立法參與によつて、國民の私生活の自由を法的に保障しようとするものである。

のみならず、それは成文立憲憲法のうちにおける「臣民の權利義務」の規定ともなつた。すなはち自由權の成文的保障である。

故に、法治國家又は法治主義は、國民各個人の自由を目的とする政治原理である。しかるにたまたまこの原理は、現實上、更に、政治不干涉主義の政策と結びついた。もとより出来るだけ國家權力が、個人生活のうちへ介入しない方が、個人生活を自由ならしめる上に効果があるかどうか、今日では疑問になつてきたのであるが、むしろ過去においては、これが肯定されてゐたのである。少くも政治不干涉主義は、政治からの自由であるに相違ない。この點は今日と雖も變りはない。ただ社會的に、今日では、必ずしもさうでなくなつたのである。しかしその結果、今日は、政治不干涉主義が否定され始めただけでなしに、法治主義までが、批判の俎上にのぼされるやうになつた。現代の國民は、すでに自由よりも、他の目的を要求しつつあるのである。それは恐らく、公正であるであらう。かくして、法治主義が、また政治不干涉主義と結合し、その運命を共にしてゐることを認めねばならない。政治不干涉主義は、また自由主義とも表現せられる。すなはち、法治主義は、自由主義と結びついてゐる。

もとより、上述するところによつて明かなやうに、法治主義と自由主義は、觀念的には、一應別の概念と考へられるのである。しかしながら、同時に兩者は、互に時代的に、實踐的に、存在的には、結合的性質を有するのである。

論理的にかくあるのではなく、もとより歴史的にも、法治主義と自由主義とは、運命をともにして來た。

法治主義論の政治思想的發達を回顧するに、三つの淵源があるのである。

(一) 國家契約説のうちに見出される三權分立論——この理論は、すでに Jean Bodin に認められるやうに、*等族會議 (Estatecouncil)* の、君主の統治權に對する制肘として主張されてゐた。これが *Politique* 派一般の見解であつた。それが立憲議會の立法權の優越論に轉回してきた。

(二) フュジオクラットの所謂 *despotisme legal* は、すでに、人の支配に代る、法の支配を主張するものである。しかし彼らの法は、*loi positive* であり、*loi physique* であり、*loi sociale* であつて、別に人々の契約を必要としない必然的社會法則の支配を認めてゐるものである。それは人爲的に非ざる、自然的合意 (*Volonté collective*) であると説明されてゐるが、この法觀念を前提として、初めて、人の支配をまつまでもなく、社會には、自然に法の支配が、行はれ得べきことが説明せられたのである。

(三) 理性法學派 (*Vernunftrechtsschule*) や理權論學派 (*École doctrinaire*) の *ratio* としての法の主權論——これによつて、政治のない法秩序が主張され、政治不干渉主義の、最も極端な立場が現はれてきた。

第一は、主として三權分立制度の妥當性を明にしたし、第二は、自由放任政策を最良の政策とする論據を提供したし、そして第三は、*Gemeinwesen* が、國家的權力秩序のみを意味しないのであつて、その他に、むしろより合理的なものとして、權力のない、従つて政治のない、法秩序のあり得ることを明にした。

後世、法治主義は、自由主義であるときれ、或は立憲主義であるときれ、或は法主權論であると説明されるのであるが、もとより、法治主義は、かやうに、その何れの要素とも結合してゐること云ふまでもない。しかし、法治主義といふことは、國家の政治目的が、個人的自由の原理に求められてゐるといふことに外ならない。要するに、專制的權力の下に惱んでゐた近代初期の國民各員を、いかにして政治權力の支配から、自由に保障し得るか、といふことが、法治主義の原理を生み出した、大きな時代の要求であつたであらう。(註九)

(註九) 拙著「政治統制論」(七二九—七三〇頁)参照。

しかるに時代の發展は、國民の要求に、轉回を齎した。現代の國民は、個人の自由よりも、むしろ強力な政治權力の確立を要望するやうになつた。それは云ふまでもなく、法治主義下の自由主義政策が、社會的アナーキーを作りあげ、それによつて益々高まりゆく階級的支配の不正な秩序に對して、公正なる秩序を再構成し得る政治力を待望してゐるからであらう。

そこでは、もとより個人的自由が要望されないわけではない。けれども、すでに個人的自由は、自由主義政策を通じて持ち來し得ないことが、明になつたのである。

かくして近時各方面から、自由主義に對する批判が高まつた。それに伴つて、また法治主義への批判が強くなつてゐた。(註一〇)

(註一〇) 同上書。(七四四—七八一頁)参照。そこで法治主義批判に、四つの立場のあることを明にした。

(一) 社會民主主義の立場。

(二) 穩和ファッシズムの立場——容器としての法治主義を保存しつゝ中身としての自由主義イデオロギーを入れ替へやうとする立場。

(三) 急進ファッシズムの立場——法治主義をも否定するもの。

(四) ポリシエウキの立場——法治主義を全的に認めない。

第一は、修正自由主義であるし、第二においては、法治主義と自由主義とを切り離し得ると考へてゐるのである。

最近のナチスの法治主義に對する批判を見るに、現代の法治國家が、すでにその本質を喪失して、「法律國家」(Gesetzesstaat)になつてゐる事を指摘し、ナチスは眞の法治國家を樹立するものであると主張されてゐる。(一一)

(註一一) 同上。

それと同じやうな立場で、行政學上でも、「法にかなへる行政」(Rechtsmässige Verwaltung)と「法律にかなへる行政」(Gesetzsmässige Verwaltung)とが對稱されてゐる。法にかなへる行政とは、法の支配であり、法律にかなへる行政とは、法律の支配である。近代立憲國家が、いたづらに、夥しい法律を制定して、法典の堆積が驚くべき状態に陥つてゐることは、自由主義者もすでにこれを認めてゐるが、とくに社會主義者や共產主義者のとくに非難の對稱となつてゐる點である。ナチス理論家は、この弊を匡救する方法として、「法律」(Gesetz)に代る「法」(Recht)を主張する。(註一二)

(註一二) 田中二郎『法律による行政』の原理とその修正」(國家學會雜誌・五五ノ二)

これは、要するに、三權分立制度への批判であつて、またその意味においては、妥當するものがあるが、三權分立によらない行政立法が、果して質的立場から見て、妥當ならざる「法律」に代る「法」たり得るか否か、大いに疑問がさしはさまれること、云ふまでもない。

かやうな意味よりも、むしろ、現代の新しい強力政權に對する要請において、この三權分立制そのものの批判は、妥當に展開せらるべきであらう。

かくして觀念の混迷に近い「法律國家」又は「法律にかなへる行政」の論議を中止して、法治國家に對する時代的な問題を、正面から、實質的に展開して行くべきではないかと思ふ。

その場合に、當然、「文化國家」や「經濟國家」が對象とならねばならないのであり、それとともに、また「國防國家」が問題にのぼされるのである。

法治主義における自由主義を分離した場合に、後に残るものは、上に述べた三權分立と法主權の觀念であるが法主權も三權分立も、自由主義と切り離し得るものであらうか、甚だ問題である。

三權分立は、モンテスキューが明白にしたやうに、政治的自由の保障のための機構である。政治的自由（參政權）は、私生活の自由（民事的自由）の保障のための制度である。それは要するに政治的不干渉主義であり、自由主義である。しかるに、ナチス權威國家は、すでに三權分立の原理すら否定しつつかつある。

法主權論も亦、自由主義のために、本來主張された觀念である。個人の私的生活の自由を保障することが、

その目的であつた。したがつて、法主權論は、強大な政治權力を排斥する。のみならず、全く政治權力のない法秩序をすら主張する。この觀念が、ナチス指導者國家の觀念と一致しないことは云ふまでもない。それは、法主權論と全く對立的な人的存在を重視する決斷主義 (Decisionismus) であり、政治の決定的契機としての決斷 (Entscheidung) を、高調するものである。

したがつて、法治主義において、自由主義を否定することは、結局、法治主義を全面的に否定することになり、とくにナチス國家理論においては、法治主義を許容する餘地はないのである。

ケルロイテルらが、自由主義法治主義に對立する理論として、ナチス的な民族的法治主義を説くことは、かやうな意味において、誤謬であつて、法治主義のうちから、自由主義を抽出し、それに代るものとして、全體主義を挿入したことは、到底、合理的には、許容せられ得ないことと云はねばならないのである。

したがつて、わたくしは、法治主義について、それが當然自由主義であり、法主權論であり、三權分立論であるといふことを認めるものである。

社會民主主義の立場から主張される社會的法治主義は、これに反して、必ずしも誤謬ではない。何となれば、その場合には、依然として個人の自由が窮極の目標とせられてをり、三權分立の否定も認められないし、法主權も承認せられてゐると云つてよいからである。ただ幾分、その放任政策が、修正されて、自由のための統制が、認められてゐるといふにすぎない。



法治主義を先づかやうなものと規定し、そしてそれに對する國防國家の内容を考へて見ねばならない。

國防國家は、戰爭國家——現に戰爭しつつある國家ではない。それは、國家の政治目的を、國際戰爭と戰勝とに求める政治原理である。

第十九世紀のロマンチズムやダルキニズムなどは、みな國家の政治原理を、かやうに戰勝目的の上に求めた。その意味において、國防國家は決して新しい政治原理ではない。しかし、第十九世紀の政治原理は國防國家とは稱せられなかつた。それはむしろ、「軍事國家」(Militarstaat)と稱せられ、軍國主義(Militarism)を指導原理とした。

現代の國防國家がこれといかなる關係に立つかが、重要な問題であるが、第十九世紀の軍事國家は、國家の政治原理における軍事的要求の優越性又は指導性を意味した點において、決して現代の國防國家と異なるところはない。第十九世紀の軍事國家と、現代の國防國家との相違は、歴史時代的な相違に伴ふ國際戰爭そのものの質的形態的變化、及び國家政治そのものの變遷にもとづいてゐるものと考へねばならない。

現代國家は、すでに國際戰爭の存否にかかはらず、政治的な轉換期に入つてゐる。それと同時に、國際戰爭の現代的形態は、所謂、「總力戰」となつてきてゐる。かやうな政治と戰爭との變形又は變質は、互に關聯があること云ふまでもないが、とにかく、この兩面の變化が、ここに現代國家そのものを、著しく變形變質せしめつつある。

したがつて、上述のやうに、單に國際戰爭目的を政治原理とすることだけでは、國防國家の現代特性を明にすることができない。次にその現代特性を考察して見よう。

第一は政治的革新である。

第二は總力戦である。

政治的革新は、決して單に、自由主義や民主主義に對してのみ發生しつつあるのではないのであつて、法治主義そのものを、崩壞に瀕せしめてゐる。三權分立に代る行政權の獨裁性の發展であり、法主權又は法の統治に代る、指導者主義又は決斷主義の要求である。これらの政治的革新は、もとより現在においては、國際戰爭の非常性に伴ふ要請として、とくに著しいものではあるが、しかし、それは必ずしも本質的には、國際戰爭にのみ原因してゐるのではないのである。

總力戦は、すでに述べたやうに、國際戰爭が職業軍人の戦闘から、國民全體の戦闘に擴大されたこと、軍隊教育の外に、國民全體に對する國防教育と國防的訓練が要請されること、そして更に、戰時的な軍需的要求が、必ずしも平和的民需的要求と切り離し得ないこと、國防經濟の重要性は、とくに平時の國民經濟に求められ、敢へて戰時經濟のみを意味しないこと、などである。

かやうな國際戰爭の變形はもとより武器や戰術の變化に原因してゐる。とくに航空機の發達、宣傳戰の發達に對する防諜の必要性の増大及び新戰術としての「第五列」の出現などは戰爭を戰場から銃後へ擴大したに違ひない。

しかし國際戰爭のかやうな變化は、現代の歴史的時代的特性と無關係には、もとより、在り得ないのである。そこに政治の變革が關係してゐることを、否定し得ない。

しからば現代の政治の革新性とは、何であるか。それは云ふまでもなく、現代資本主義の發展的特性であり、帝國主義の反映である。(註一三)

(註一三) 帝國主義といふことについては、種々の解釋があるが、わたくしは、それを(一)企業獨占化の發展、(二)人口の國外流出の停帶、(三)社會階級對立の激化において見出される資本主義社會の矛盾の反映であると見る。そしてかやうな矛盾が、あらゆる社會機構の轉換を指導し、それが政策の原理となつてゐるところに、帝國主義があるとする。

したがつて國防國家は、最早單純な戰爭を目的とする政治原理ではなく、政治的革新目的をもそのうちに包含する原理だと見られてゐる。この點で過去の軍事國家とは、甚だ異なる性質を有すると云つてよいのである。(註一四)

しかしながら、わたくしは、國防國家のこの政治革新性に、少からざる疑問を抱いてゐるのである。果してそれは、いかなる意味においての政治革新を、齎しつつあるか、疑問なきを得ない。現に國防國家の下において行はれつつある政治的變革が、いかなる性質を帯びてゐるか。それは果して國民大衆によつて要認せられつつある革新であるか、或は單に戰時態勢の高變化であるか。

(註一四) 國防國家の政治的革新性を認めてゐるものに、黒田覺『國防國家論』がある。それによれば、國防國家は、既往の戰時國家と共通する要素があることは云ふまでもないけれども、總力戰は政治的革新を伴ふ。もとより現在の政治革新は當面の非常時に對處するための一時的要請が濃厚に認められるけれども、しかし、すでに、現に行はれつつある政治的革

新が、一時的のものに止まり得るとは思はれない。おのづから、そこには恒久的な政治革新が、發展しつゝあると述べてゐる。(「興亞政治の原理」)

國防國家の政治的革新性を主張する人々は、國防國家の臨時的・例外的・非常時性よりも、むしろ恒久性・常時性を認めようとする。(註一五)

(註一五) 鈴木庫三『世界再建と國防國家』はその代表的なるものである。黒田・上掲書も亦同様である。

菊池勇夫『國防國家の經濟統制法』(前出)は、國防國家の經濟統制法と、戰時統制とを區別し、前者が、限時的ではあるが、臨時的でなく、平常的なものを認めざるを得ないことは、國民經濟の保續を犠牲にし得ないことによつても認められるとせられてゐる。もとより、法秩序そのものとしての國防國家體制を見れば、その重要性を、むしろ平時において備へあるところに見出すことができるのであり、戰時的暫定性のみを認めるわけには行かない。

かやうに、戰爭目的と、革新目的とが並存的に認められてゐることは、むしろ國防國家を、その政治原理においてよりも、その國家體制又は國法秩序において求めようとする結果ではないかと考へられる。

ここに所謂、政治革新の原理は、果して何を意味してゐるのであらうか。その革新の方向は、何であるか。この疑問に答へるものは、事實上、戰爭目的のものではないのか。すなはち、戰爭のための政治的體制整備が、所謂、政治的革新の殆んど全部であり、少くも最も明確に現はれてゐるものであつて、それと異り、それと對立する、果していかなる政治革新の原理が、事實上現實的に指導性を持つてゐるのであらうか。

尤も、ナチスのドイツやファシ・のイタリアにあつては、最初、むしろ政治革新が、運動の最も主要な目的で

あつたに違ひない。一九二〇年のナチス二十五綱領にしても、一九一九年の革命フッシ・綱領にしても、戦争目的よりも、むしろ政治革新目的が、内容をなしてゐる。しかるに、國際危機の切迫につれ、ナチス國家も、フッシ・國家も、ともに戰時體制の強化整備にむかつて、邁進するに至つた。そこには、明に、少くも表面的には、二つの目的が並存してゐる。

わが國においても、昭和五年以來、政治革新の聲が高まり、滿洲事變以後、遂にそれは表面化した。しかしそれは殆んど失敗に歸し、ただ單に、政治機構の上では、政黨政治の打倒に成功したにすぎぬ。しかるに、たまたま支那事變下における總力戰の展開の必要に迫られ、國內體制の上に、著しい變革が現に進行しつつある。

しかし、これを政治原理的に見て、その革新原理が、何を指してゐるか。事變完遂、國防整備の外に、いかなる原理が指摘され得るのか、明白でない。いかなる政治的革新も、現に戰爭態勢の完備を原理として割出されてゐるのではないか。したがつて國防國家を原理であるとする見地からは、二つの目的は一つに歸するのであつて國防國家は、戰爭目的の原理であることが明である。

ナチスやフッシの、初期の革新運動は、しからば何であるかといふに、それは、いまだ國防國家の原理の上立つてゐたとは云へないのであつて、むしろそれは、共產主義への抗争であり、反革命運動に外ならなかつたのである。ナチスの國防國家體制は、先づ一九三三年七月「國防法改正法」や、同年十月の、聯盟脱退によつてその緒につき、一九三五年三月「國防軍建設法」、同年五月「國防法」、一九三六年六月「國防法改正法」など

によつて、漸次整備され、一九三八年二月國防軍改組の告示において、一應完成したのである。かくして、漸く國防國家の原理の指導性が、明確化し、今次歐洲大戰への契機を作つたのである。イタリヤにおいても亦さうであつて、エチオピア攻略當時より、それは明白になつたにすぎぬ。

したがつて、わたくしは、國防國家のための政治的革新と、しからざる場合の政治的革新とを一應區別して置きたいと思ふ。そして、國防國家の政治的革新は、原理上、國防國家の戰爭目的によつて指導せられることを認めねばならない。

なほ、戰爭目的と革新目的との關係については、後に、日本の國家總動員體制に基づいて、具體的に考究して見たいと思ふ。

要するに、現代の國防國家は、第十九世紀の軍事國家と同一のものではないが、兩者の相違は、兩者存在の歴史時代的懸隔であつて、それに伴ふ質的形態的變化に外ならないのであり、兩者がともに國際戰爭遂行の目的原理の上に立つものであるといふことに關しては、何らの相違をも、見出し得ないのである。

### (三) 國防國家の社會的構造

國防國家の政治原理によつて指導せられる國家の社會體制は、所謂、總力戰の構成をなすわけであるが、その總力戰の下では、いかなることが要求せられるか。

前に述べたやうに、總力戦が社會の全面的動員を要求するにあたり、とくに重要視せらるべきは、國民の經濟と精神とである。所謂、「經濟戦」と「心戦」とに關する問題である。

先づこれを經濟の點において見るに、總力戦の整備は、「國防經濟」(Wehrwirtschaft)に始まり「戦争(時)經濟」(Kriegswirtschaft)に終るとせられてゐる。

「國防經濟」といはれるのは、平時にあつて、「戦争經濟」のために備へることであり、國家の國防力を整備し、國民を國防に向つて訓練し、最後に、國民經濟の戦時總動員體制を確立するまでの過程を含むのである。こゝから「戦争經濟」が始まる。「戦争經濟」は「國防經濟」によつて準備せられた國民經濟體制を巧に運営しつゝ、一方では戦争遂行に必要な經濟力を生産し、同時に他方では敵性ある經濟力に向つて、經濟的な戦ひをいどむことである。

かやうな一國家の「戦争經濟」を整備するためには、財政・食糧・資材・生産技術・勞働能力・配給及び交通網の諸項目が、對稱となり、それらに不足の見出される場合には、貿易路の確保、金資金の蓄積、消費の節約及び生産増加の工作が必要となる。のみならず、戦争經濟の高度化のためには、更に企業者と従業員との相互信頼、勞働爭議の法的禁止、公益優先及び國防政策の立場からの社會政策の實施が、要求せられる。(註一六)

總力戦は、國家のかやうな經濟體制を基礎にして行はれる。したがつて、ここでは、政治と戰略とが、極めて密接な關係に立ち、兩者互に相分離對立するを許さない。そして戦そのものは、武器をもつて行はれる外に、「經

濟戰」や「心戰」を隨伴する。

「經濟戰」は、もとより事實としては古くからあるけれども、時代とともに、その概念は、新しくなくてはならない。經濟戰は「軍事的・經濟的・政治的手段をもつて行はれる敵性ある經濟的・財政的勢力の抑壓を目的とする。」例へば、海空軍による爆沈・爆撃、封鎖・買占・金融攪亂、中立國との貿易遮斷などを意味する。それは當時、平時から備あるを要する事項である。

「心戰」とは「敵國民の、戦線にあると、銃後にあるとを問はず、その抗戰意思を破壊するにある。」そこには、放送又は印刷物撒布による各種の宣傳が、大いなる役割を演ずる。もとより、それが同時に自國民における抗戰意思の高揚を必要とするは、いふまでもない。(註一七)

(註一六) Vgl. K. L. V. Oertzen, Grundzüge der Wehrpolitik. 1938, SS. 37-39.  
(註一七) 同書・一八一——一八三頁に依る。

かやうに、先づ「國防經濟」と「戰爭經濟」とが分たれてゐるが、國防國家の政治原理は、もとより、その兩者を一貫してゐる。準戰時體制國家も、戰時體制國家も、事實上、ともに國防國家的原理によつて指導せられてゐるのである。

しからは、かやうな形態をもつて現はれる國防國家の社會體制は、現代國家の社會構造に、いかなる關聯を有するのであるか。



現代國家の社會體制は、云ふまでもなく、高度資本主義の體制と考へられねばならない。それはすでに、金融資本の發達によつて、企業獨占の段階に到達せる資本主義である。「國防經濟」や「戰爭經濟」は、もとより、かやうな高度資本主義の場合にのみ、あり得るのではない。現に蘇聯邦に見られるやうに、社會主義國家も亦、その土台たり得る。しかし、その場合には、おのづから、現はれてくる様相が異り、必要な政策の方向に異なるものがあるであらう。したがつて、ここには先づ最も卑近な、高度資本主義の場合を、對稱としよう。

高度資本主義は、すでにそれ自體、統制經濟である。基本的な經濟生活の構成においては、いまだ私有財産制と、自由競争とが残存してゐるにもかかはらず、その運営は、すでに獨占的企業の勢力によつて、統制せられてゐる。ここでは、すでに階級性を調和するための社會政策が、必然的に要求せられ、あらゆる生産及び配給經濟關係への協同的構造が、發達を餘儀なくされてゐる。

かやうな、基本的地盤の上に、現代の「國防經濟」や「戰爭經濟」は、現れ來つたのであるが、もとより、上述のやうな資本主義的統制が、直ちに「國防經濟」や「戰爭經濟」の企畫的目的に一致し得るわけではない。

資本主義そのものは、資本主義みづからの法則にしたがつて、統制を具體化しつつあるが、「國防經濟」や「戰爭經濟」は、それみづからの國防國家的原理による企畫的統制を要求する。

兩者の統制の對象は、等しく資本主義下の國民生活であるが、その統制原理は、必ずしも一致しない。ここから、所謂、資本主義への「革新」が、國防國家原理の、一つの問題として、取りあげられたのである。

そこで、この二つの經濟統制の本質を、互に検討して見るに、そこには、次のやうな對立點がある。すなはち資本主義的統制は、獨占企業の經濟勢力にもとづく、私的にして、且つ恣意的な統制である。しかし、國防國家の原理にもとづく統制は、かやうな、私的、恣意的統制を許さない。戰爭又は國防と云ふ公的・國家的目的にもとづく統制たる必要がある。一は私的利益の追及であり、他は公的利益の追及であるから、公益の私益に對する優先は、國防國家原理の、當然な要求である。これらの二つの場合、統制の主體は、私的團體であり、または公的團體である。しかし國防國家原理による統制は、その原理の公的性に伴ひ、公的團體を主體とする統制でなくては、目的にそはなからう。とくに國家統制である。

しかしながら、國家權力は、社會的關係と沒交渉に存在してゐるのではないから、國家的統制又は公的統制と私的統制とを、全く對立的に考へることは、具體的事實としては正確でない。國家權力が存在する限り、それは決して直ちに恣意的社會的勢力そのものではないのであつて、明に公的存在であり、それ自體の自主的立場を持つものではあるが、それに對する社會勢力からの私的牽制から、必ずしも隔絶し得るものではないのである。云ふまでもなく政治權力を直ちに階級勢力と同一視する公式的見解の誤れることは云ふまでもないが、しかし同時に、政治權力が、階級性と何ら交渉のない、純正な第三者的存在であるとする見解も亦、科學的であるとは云へない。(註一八)

したがつて、一應、觀念的には、私的統制と公的統制又は國家的統制とを、對立せしめ得るとは云へ、具體的

又は實質的には、兩者の分界は、必ずしも明瞭ではないのである。

これと關聯して、國防國家原理と革新原理との、必ずしも明瞭でない、存在關係が、見出されるのである。

(註一八) この問題は、政治權力の本態並に構成についての科學的見解を基礎とするのであつて、それが明瞭にせられなければならないが、こゝには論及の餘地を持たない。拙著『政治統制論』(第二章第六節)を參照せられたい。

かやうに、國防國家と資本主義との、二つの原理的矛盾は、資本主義の「革新」によつて、もとより解決し得るわけであるが、しからば資本主義を如何に「革新」したならば、この矛盾が取り去られるのであらうか。

ナチス國家の現體制は、屢々その一つの實例と主張せられてゐる。Prof. Ernst Rudolf Huber, „Staat und Wirtschaft.“はそれに關する最も典型的な文獻である。

フーバー教授は、そのうちで、「國家經濟」(Staatwirtschaft)なる創造的概念を提唱した。もとよりそれは、財政を意味するものでもなく、また國民經濟(Volkswirtschaft)を意味するものでもない。或はフリードリッヒ・リストの「民族主義經濟」(Nationalökonomie)を指すものでもなく、或はマアカンチリズムの國家經濟を指すものでもない。要するに、それは、國民經濟に對する「國家的指導性の優位」を認むるものであつて、「國家による經濟的政治的指導は、國家經濟において、その最高の完結をなす」と主張せられてゐる。そこでは「國家のみが、國家的利益のために、特定の經濟領域を管理する特權(Staatsregale)が、認められること」である。

しからば、かやうな國家の政治的指導性は、いかにして可能であらうか。教授は、先づ國家が經濟を指導する

方式の、二つの場合をあげて、「國家資本主義」(Statiskapitalismus) と「國家社會主義」(Staatssozialismus) となし、「國家資本主義」は、國家自體が、資本主義的自由競争の一主體として、國民經濟市場に入り込むことであるが、「國家社會主義」はこれに反し、自由經濟の法則を排除し、これに代ふるに、經濟への國家的公的指導性の確立を意味することせられてゐる。したがつて「國家資本主義」は、いまだ營利目的の追及を許容してゐるのであるが、これに反し、「國家社會主義」は、國家の政治的必要にもとづく公益の追及を目的としてゐる。「國家經濟」は、當然、「國家社會主義」である。それによつて初めて、經濟に對する國家「主權」が確立せられ得るとする。

しからば、教授の「國家社會主義」は、果して如何なる指導を意味するか。すなはち「國家が到るところ及び一切の場合に、自ら自己の諸機關を通じて經營するといふことを意味しない。むしろ國家の指導意思の優位が、無條件的に確保されてゐる限り、私的企業者及び非國家的團體による經濟活動を許すのである。」故に「國家經濟は、國家の勢力と高權(Hoheit des Staates)とを侵し得ざるやう保持するために缺くべからざる少數の經濟部門をもつて、十分なりとする。但し、この領域においては、當然、國家は、排他的・決定的な管理(Verwaltung)を要求する。」そして、いかなる經濟領域を、いかなる程度に、國家の高權的管理の下に置くかは、「國家經濟」のうちにおいて占めらるべき、「責任ある政治的決斷」の問題であると、せられるのである。(註一九)

(註一九)「新獨逸國家大系」第三卷・四七一—五〇頁。„Grundlagen, Aufbau und Wirtschaftsordnung des national-

ozialistischen States," Bd. I. Gruppe 2. Beitrag 19. SS. 28-29.

國家が國民經濟を統制するには、次のやうな種々の形式がある。すなはち、生産手段の、部分的又は全部的な、(一)國(公)有國(公)營、(二)國(公)有私營、(三)私有國(公)營、(四)私有私營國家的(公的)管理、である。全部的な手産手段の國有國營(公有公營)は、現に蘇聯邦において實施されてゐるところであるが、その部分的國有國營は、現に各資本主義國家において、最も一般的に實施されてゐるところの公企業的形式である。しかるに最近とみに顯著なものになつてきたのは、第四にあげたところの、國家的(公的)管理經濟である。現に、わが國でも、電氣事業について、これが最近實現せられ、更に今後も大いにその適用の擴大が豫想せられてゐる。

社會政策的方式は、すでに早くより、かやうな國民經濟の管理統制を確立してきた。社會政策學派のうちでもとくに國家主義に立つ一派は、國家を主體とする公的統制を主張してきたのであつた。

ナチスの理論は、沿革的に、本來社會政策學派のうち、かやうな國家主義派そのものから發展してきたのである。(註二〇)上にあげたフーバー教授の「國家經濟」の理論も、明にかやうな歴史的な性格を表現してゐる。それは要するに、國家主義的社會政策の、高度化的發展に外ならない。

(註二〇) 拙著『民族的社會主義』(獨逸政治叢書第四卷)参照。

ここにまた、わたくしたちは、現代の「國防經濟」の性格を見出すことができるのである。ただ、それは、その政策原理において、異なるところがある。社會政策には、社會政策的な原理が主張されてきた。その原理は、い

ま國防經濟においては、國防原理によつて置き替へられる必要がある。しかし、かやうな原理的代替は、必ずしも社會政策的原理を全的に否定してゐるものではない。すでに Ortzen も言及したやうに、「國防經濟」には「社會政策」を無視することが出来ない。(註二一)

(註二一) 前出書・三九頁。

わたくしは、社會政策なる立場を指導する原理の構成に、從來から疑問を抱いてゐるものである。(註二二)それは、そこで必要な社會的公正の理念の内容に、二元的なものが認められるからである。現にアドルフ・ワクネルは、租税論において、國家の會計的原理と社會政策的原理とを要求してゐるが、勞働者問題などについて、同様のことが云はれる。生産の經濟問題と、社會的な階級問題とである。故に、わたくしは、社會政策における公正理念のうちに、政治學上の問題たるべき、政治原理と、經濟學上の問題たるべき、經濟原理との、二元的對立が、不統一に内在することを非難してゐるのである。

それは、經濟と政治との分裂であり、矛盾である。フーバー教授は、所謂「國家經濟」の下では、政治と經濟の分裂がないことを強調してゐるのであるが、當然、「國家經濟」そのもの前提たるべき、資本主義體制下で、かやうに、經濟と政治との分裂の排除が可能であり、兩者の一體化が完成され得るかどうかに、わたくしは、なほ疑問をさしはさまざるを得ない。教授の理論で前提となつてゐるやうな、單なる部分的な、生産手段に對する國家管理の下において、經濟的勢力の恣意的支配が、完全に解消し、經濟管理の主體たる國家の政治における十

分な公共性が、果して確立され得るや否や、疑問である。最悪の場合を前提とすれば、經濟的恣意が、政治的階段を通することによつて、單に形式的な公的性を表現してゐるにすぎないで、實質上、何らの公的性をも持ち得ない場合が、在り得るだらう。かやうな場合は、最悪の例で、極端であるが、さうでない場合でも、多かれ少かれ、いまだ許容されてゐる資本主義的經濟の、私的な要素の殘影が、公的たるべき政治的管理のうちに名残りをとどめてゐることが、當然であるであらう。

これは、何ら「國防經濟」や「戰爭經濟」を前提として、云つてゐるのではないが、それらの場合にも道理は同じであつて、單に、五十歩百歩の差違に止まるのではないか。

かやうな理由により、純正な公的統制を實現せんとすれば、「革新」が必要になり、かくして「國防國家」に「革新」の要望が、結びつくことになつてゐるのである。

(註二二) 拙著「政治學に於ける經濟政策の概念」(小野塚先生在職二十五年記念論文集第一卷)

しかし、云ふまでもなく、かやうな「革新」の要望は、「國防國家」の下では、「國防國家」に相應するところの「革新」たるにすぎないであらう。

國防國家による社會體制は、フーパー教授によれば、上述したやうな「國家經濟」である。それは、決して全體的に、生産手段を國有(公有)に移すものでもなく、また部分的に、生産手段を國有(公有)に移さうとする

ものでもない。むしろ反對に、出来る限り、生産手段の私有を許容しつつ、僅にその運営を、國家の立場から、政治的に管理統制しようとするにある。そこでは、必ずしも、生産手段の國有（公有）は、目的とせられない。國防國家の原理の遂行に妨げのない限り、その私有私營が許容せられつつ、その妨げになる限度において、又はその原理の遂行に必要な場合においてのみ、その私有のもとの國家管理が行はれるのである。

故にそれは、根本的に、資本主義を是認する。原理的に決してそれを排除するものではない。

しからば、資本主義において、いかなる點が、國防國家の原理に矛盾するものであらうか。それは云ふまでもなく、資本主義の恣意性であり、公共性の缺除である。しかしながら、資本主義において、著しい特徴となつてゐる生産能率主義の原理は、國防國家においても、大いに重要である。この能率主義の原理は、資本主義の恣意性と離れて在るのではない。すなはち、その利潤主義が、その能率主義の原動力であつて、利潤主義が抑制された場合には、能率も亦遞減せざるを得ない。

國防國家の原理には、現にかやうな矛盾が含まれてゐるのである。利潤主義は、恣意的生産を許容することであり、それによつて生産能率を高める自由競争が、成立してゐるのであるが、そのことは、他方で國防經濟や戰爭經濟の企畫的要求と一致しないために、そこに横行する恣意への抑制を強化しつつ、生産の企畫性を實現せんとすれば、同時に生産能率の減退を招かざるを得ないのである。反對に、生産能率をあげる上から云へば、恣意的な利潤主義と、自由競争に及ぶものはないのである。



國防經濟や戰爭經濟において、企畫性の必要なることは云ふまでもないが、同時に、むしろより多く必要なことは、莫大な消耗に對應するための、生産能率の高度化である。かくして企畫化と能率化との矛盾が発生する。

能率化においては、資本主義と國防國家とは、決して矛盾をしない。むしろ企畫性の要求において、兩者の矛盾が発生する。したがつて自由主義時代の國際戰爭は、却つて資本主義の發達を助成し、戰爭と經濟との矛盾は殆んど認められなかつたのである。國防國家の發生によつて、初めて經濟への政治的企畫性が要求されるやうになり、かくして、ここに所謂「革新」が、要求されるやうになつたのである。

問題は、この「企畫性」の實質そのものである。結局それは、國防又は戰爭目的へ向つての企畫化に外ならないのであつて、換言すれば、經濟力を、かやうな目的に向つて能率化することではない。

資本主義そのものに見出される能率性は、専ら私的利潤を目的としてのそれであるが、國防國家の能率性は、戰爭を目的としてのそれであるところの相違にすぎない。したがつて、それは社會政策原理や社會主義原理が、能率よりも、むしろ公正を——生産の能率よりも、社會關係と富の配分の公正を目的としてゐるのと比べて、根本的な相違があるのである。

ここにおいて、國防國家における所謂「革新」が、本質的に何を意味してゐるかが、明瞭であるであらう。かやうな原理が、決して、資本主義の本質的な矛盾を止揚して、本質的に公正なる經濟關係を樹立するに價しないことは云ふまでもないであらう。

「生めよ増へよ」「勤勞奉仕」「訓練」「厚生」すべてこれ、生産能率の強化ならざるはなく、また人的「資材」の「物的」資材化ならずして何であるか。

しかし、それはすべて「戦争の神聖」によつて妥當化されるのであり、戦争の必要が、すべてを合理化するのである。

#### (四) 國防國家の政治的構造

國防國家は、また政治的構造を「革新」する。三權分立性を排除して、執行機能の強化・優越をもちきたすのみならず、多數政黨主義と議會政治とを打倒して、政治そのものの上にも能率的運用形式を作りあげる。(註三三)

(註三三) 『國家學會雜誌』(五四ノ九)特輯「執行權の強化」参照。  
近衛首相新體制聲明(八月廿八日)においては、(一)統帥と國の調和(二)政府部内統合能率の強化(三)議會翼賛體制の確立、をもつて、わが國防國家の政治的構造の原理としてゐる。

第一次歐洲大戰以來、政治の立憲自由主義的運營方式が漸次崩壞の過程をたどり始め、左右兩翼に向つての、政治の獨裁化的傾向が著しくなつたことは、唯、戦争の影響によるのみではない。むしろ、戦後各國家の社會的内部體制の上に著しい構成的變化が勃興し來つたからに外ならない。

かやうな基本的狀況の上に、現時の戦時狀態が發展し來つたために、その基本的なものと、上層的なものとの認識が混亂し、國防國家そのものの概念が不明瞭なものに陥つたことは、既に社會的構造の説明において述べたと

ころと、同一である。

その効果の上からこれを見ても、また同じことが云へる。すなはち、その政治的「革新」そのものが、最早、本來のそれだけでなく、國防國家的戦争目的のためのものに、漸次轉化してきてゐるのである。

立憲主義・政黨主義・民主主義への非難は、本來フツシムの主張として現はれてきたのである。しかるに國防國家の政治原理も亦、同じやうな主張の上に立つてゐる。もとよりフツシズムと國防國家との間には、何らの關聯がないとは云へぬ。しかし兩者は、決して完全に一體的な存在ではない。各々互に獨自の異なる面を含んでゐることは、すでに述べた通りである。

かつて、フツシズム運動の初期において、「外戦を通じて内戦へ」或は「國際戦争を通じて對内的革新へ」の標語が主張せられた。フツシズム運動の實踐も亦、この線に添うて行はれた。イタリアの參戰論やフューメ占領などは、わが國における、かつての征韓論のやうな意味を含んでゐた。しかし、現時の國際戦争は、すでに餘りにも、國家にとつての、大きな負擔となるに至つた。そして國家は、戦争以外、最早他を顧る暇もない。フツシズムは漸次變質して、國防國家へ轉化してきたのである。

かくして立憲政治の獨裁化が起り、多數政黨主義の、一黨獨裁制への變化が起り、議會政治の機能喪失が始まつたのであるが、その轉移の上にも、純粹の「革新」目的と戦争目的との對立が、見出されるのである。結局、フツシズムの卵からは、「革新」が生れて來ないで、却つて戦争が生れてきたのである。

しかし、戦争そのものと、フツシズムとの關聯の如何にかかはらず、既に、國家が戦争に直面してゐる以上、これに備へるための政治體制が必要である。そして、そのためには、フツシズムの政治體制が、最も適切な形式を備へてゐる。結果的に見れば、フツシズムは、戦争の備へをなすために生じたものであつたといつて、差支はない。ヘーゼルマイヤアの『國防軍』と題する論文によれば、國防國家の政權の原理は、職業的軍人政權であることではなくて、單に、對外的戦争能力の發揮のために整備せられた組織を有することである。かやうな組織としては、指導者主義や、一黨獨裁制は、極めて效果的なものである。

しかし、更に必要な要素は、政治と國防用兵との統合であり、一般政治外交と軍政と軍の統帥と兵の運用とが、完成的な綜合を作りあげることである。

古くより、戦争は政治の延長であると考へられてきたけれども、(註二四)近代の政治的機能主義(Functionalism)の原理の要求として、政治の運用と軍の運用とは、互に相分離することを以つて原則としてゐた。軍國主義の發祥地と目せられる帝政ロシアにおいて、すでに政治と統帥との分離隔絶が、行はれてゐた。戦時においては、この不合理を補足するために、國防會議が臨時的に設置されたり、大本營が作られたりした。

(註二四) Paul Schmittener, Politik und Kriegsführung. S. 9.

現代の國防國家の下では、すでに、かやうな政と軍との機能主義が、根本的に排斥せられてをり、恒久的な兩者の統合が要求せられてゐる。

例へば、Oertzen は、第一次歐洲大戰のドイツに與へた最も重要な教訓の一は、政治と統帥との統合といふことであつたと述べてゐる。また Sczapanski に依れば、Kriegsführung (戦争) Heerführung (統帥) Strategie (戦略) の三つの觀念を通じて、政治と統帥との關係を、次のやうに結合してゐる。

(一) 戦争は、主體たる政治家に隸屬する軍の統帥者によつて行はれる事項であり、

(二) 統帥は主體たる軍の統帥者によつて行はれる事項であり、

(三) 戦略は軍の統帥者の下に立つ軍司令官によつて行はれる事項である。

かやうに、統帥に對する政治家の優越性が主張せられてゐるのであつて、このことは、Oertzen の亦支持してゐるところである。(註二五)

(註二五) Oertzen, a. a. O. S. 161.

一九三八年二月四日のドイツ國軍の改組事件は、舊式な政・軍の對立を打破し、軍に對する政治の指導性の下に、兩者の統合化を完成せるものであつた。(註二六)

(註二六) 筆者『獨伊獨裁政の機構』參照。

現代に於ける政と軍との統合は、單にナチス國家の要望にとどまるのではない。民主主義の米國においてすらそれは主張せられてゐる。その實例として Edward Mead Earle, "National Defence and Political Science," を引用することができる。(註二七)

同氏は、次のやうに述べてゐる。

「國防の組織は、唯、軍人の問題に止まらない。議會政治及び代議政治の下においても、とくに大英帝國や米國においてもさうであるやうに、すでにこれまでも、文人政權による軍事の統制が、自由の建設における礎石の一つであつた。しかし、このことは、決して文と武との間における、二つの抗争的勢力の間の、固有的紛争を許容してゐるものではない。反對に、むしろ陸海軍と文治的權力との有效なる協働が行はれ、最高の能率をあげるために、國家政策の妥當且つ合理的な軍事的運用が行はれるやうに、協力すべきことが必要であつた。」(四八二頁)

しかし、最近のドイツに對する英佛聯合軍の敗北を來したことは、「政治、經濟及び軍事的戰略の緊密な、相互的聯關を作る上に、根本的な失敗があつた」と云ふことであらう。(四八四頁) 總力戰 (Total War) は、總力的國防 (Total Defence) による企畫を必要とする。(四九〇頁) 「軍事的事項は、決して單に、非常的事實ではない。」(同上)

凡そ、戰略の問題は、次のやうな三つの一般的範疇に分つことができる。第一は、第一義的に軍事政策に屬するのではあるが、しかも豫備的な、又はあくまで政治的なもの、(例へばグアム島の武装、フィリピン諸島の軍事基地、その他ラテン・アメリカ及び大平洋における軍事的據點の確保) 第二は政治的關聯をもつにかゝわらずあくまで軍事的なもの (例へば軍艦の建造や航空機の製作のごとき)、そして第三は、政治と軍事との間に横はる

「薄明地帯」(“twilight zone”)のやうな部分である。この三種の領域のうち、第二のみが、軍略的な、軍人に専屬する事項であるが、第一及び第二の領域は、「學者が權威をもつて何らの保留もなく發言し得る」部分である。もとより、學者といへども、第二の領域に對して、發言し得るし、軍人と雖も、第一及び第二の領域からくる命令に對して、發言することができよう。(四九二頁)

この論文は、最近の米國の英國援助政策に關聯して書かれたものであるが、しかし、純粹に政治學者の學術的立場からの見解である。

(註二十) "Political Science Quarterly", vol. ZV, No. 4. (Dec. 1940.)

かやうに、獨裁國家といはず、民主主義國家といはず、いまや、從來の政・軍分離主義に對する再檢討の必要を認めてゐるのであつて、所謂、總力戰は、政と軍との、完全な一體化なくしては、完成せられ得られないことが認められつつある。

この問題は、當然、立法及び行政機構上における立憲主義的三權分立論の、原理的變革を必要としつつある。根本的な問題として、これまで立憲主義思想と並行的に發展してきた自由主義的機能主義の原理への、再檢討が要求せられてゐるのである。所謂、全體主義 (Totalitätsprinzip) の適用が、ここまで要求されてゐることを示すのであるが、國防國家も、その潮流の上に浮びあがつてきた理論にすぎない。

これを要するに、國防國家の下においては、政治が統帥に對して、指導性を持たねばならない。しかし、その

政治は、すでに、國防國家的原理によつて構成せられたところの、統帥と一體化せる政治である。その政治權力は、必ずしも職業的軍人の擔當するものではないにしろ、政權の擔當者は、すでに實質的に、軍人的原理の體現者であるのである。

### (五) 日本國防國家と憲法

わが國における國防國家の問題は、大正七年にまで溯つて考へて見ることができる。すなはち、同年四月十七日法律第三十八號として公布された「軍需工業動員法」は、すでに、戦時における一定の軍需生産・労働・交通・物資・土地又は建築物に對する國家管理化を規定した。

この時期は、あたかも日本資本主義の段階的飛躍の時期であり、またその本質的移行の時期であつた。(註二八) (註二八) わたくしはそれを民族主義から、帝國主義への移行であると規定してゐる。拙著『日本政治史大綱』第二版・三七八—三九五頁。

爾來、幾度かの經濟的・政治的動搖期を経て、日本國家の立法政策は、益々經濟統制に向つて發展して行つた。昭和十二年七月、支那事變の勃發にともなひ、準戦時體制から、純戦時體制に入つてきた。それとともに、國防國家の高度化がさげられるやうになつた。しかし、公の言論のうちに國防國家の用語が現はれてきたのは、漸く昨昭和十五年八月乃至九月においてであつた。すなはち、同年八月二十一日發行『週報』の巻頭に掲げられた



陸軍省情報部の「國防國家建設の必要」と題する論文、並に「新體制」準備會の發會に當り、近衛首相の聲明のうちと言及された「高度國防國家の整備」乃至當時起草された「新體制」綱領案文中における「高度國防國家の建設」である。前者は、八月二十九日の新聞紙において發表され、後者は、九月上旬の言論機關に現はれたところである。(註二九)

(註二九) 『週報』第二〇一號、八頁以下引用。

「從來のやうに戰爭になつてから。やれ動員だ、やれ戰時經濟統制だといつて始めてゐては遅い。平時から戰時と同じやうに國家の状態を整備しておかなければならぬと云ふのが、最近國防國家論が擡頭してきたわけである。……即ち國防を主眼として、國家態勢を有機的に統一整備することになる。……今、國防國家の理想型とはどんなものかと考へてみると、先づ第一に軍備が、質量共にその國是遂行を保障するに充分なるものであること、戰争遂行を容易ならしめるための政治が一元化されてゐること、經濟的には公益優先主義によつて組織され、國民生活が確保されるやうに運営されてゐること、資源的には自給自足が可能であること、工業的には軍需を充分に充足しうること、科學的には敵の意表に出で得る發明能力を有し、思想的には國民精神を健全に發展せしめ得る資源を有することなど、廣義國防の要素が立派に整備された國家が理想型であると云へよう。」

そして資源の上から東亞共榮圈を要求し、政治體制としては、家族制度を中心とする「家族的生命體を構成する」ことを要求し、憲法の自由主義的解釋の修正を必要としてゐる。經濟體制については、「最大の能率を盡す」ことを國民に要求する。文化體制については、「わが國独自の指導原理が生れ」ることを要望してゐる。

近衛聲明も亦これに呼應して、「政治、經濟、教育、文化等あらゆる國民生活の領域における新體制確立の要請」を、高度國防國家の基礎として説いてゐるのである。

かやうに、大正七年から昭和十五年に亘るわが國內情勢の推移を、更に決定的にしたものは、昭和十三年四月一日法律第五十五號として公布され、同年五月五日實施せられたところの「國家總動員法」であることはいふまでもない。これは直接に、大正七年の「軍需工業動員法」に代るところの、より完成的な立法として現はれてきたものであり、これによつて、わが國の國防國家も一應完成を見たといふことができよう。

この約二十年間餘の、わが國防國家の發展過程において、同時に、直接それとは關係のない、經濟統制立法の夥しい出現の見出されることを忘れてはならない。ここにはその煩に堪えないが故に、一々具體的立法を擧示することを避けるのであるが、「統制法令集」を一瞥すれば、その事實は明白である。とくにその間において、昭和六年の滿洲事變と昭和十二年通常議會以後における準戰時態勢の強化の時期は、この方向への、とくに發展的な段階をなしてゐる。(註三〇)

(註三〇) 菊池勇夫『經濟統制法』(新法學全集)によれば、――

- (一) 世界大戰及び戰後の時期、
- (二) 關東大震災から重要産業統制法制定までの時期、
- (三) 滿洲事變から準戰時體制までの時期、
  - (甲) 農村匡救計畫を中心として、
    - (イ) 農村匡救關係、(ロ) 通商貿易關係、(ハ) 産業統制關係、
  - (乙) 準戰時體制の時期、
    - (イ) 産業統制關係、(ロ) 通商關係、(ハ) 農業及び商業關係その他、

(四) 支那事變下における戰時體制の時期、

に、これが分けられてをり、各時期における立法政策の發展性が、説明せられてゐる。(別冊・一四一—二〇頁。)

ここにおいて、注目すべきことは、國防國家的發展は、單に軍事的組織の變化發展を意味するだけでなしに、同時に、資本主義秩序の變質を伴ふてゐると云ふ事實である。その變質は、云ふまでもなく、自由主義の衰頽であつて、統制經濟の發展である。

かやうな、相當恒久的な、そしてまた極めて基本的な、社會的構成變化の流動の上に、徐々に運ばれてきたものが、國防國家であり、また高度國防國家であるといふことも亦、忘れてはならない。

ここから、屢々問題にのぼされる、國防國家の非常性と恒常性、臨時性と恒久性との問題が發展してくる。

上掲の陸軍省情報部の説明にもあるやうに、國防國家は、「平時から戦時と同じやうに國家の状態を整備して置く」ことである。したがつて、ここでは、國防國家が、臨時的なものでも、緊急的なものでもなく、むしろ平常的・恒久的なものと考えられてゐる。それは、國防國家のうちに、準戰時體制も含まれ、必ずしも現戰時體制のみを意味しない關係上、當然なことといふべきである。

しかし、國防國家は、最初に明にしたやうに、決して國家の一つの體制を意味するのではない。それは國家の政治原理である。この點が屢々混同せられてゐるために、誤謬が生ずる。そして、國防國家は、國際戰爭を國家目的とする原理なのである。すなはち、それによつて、あらゆる國家の政治・經濟・文化を指導しようとするの

である。したがつて、國防國家の存在は、戰時たるを問はず在り得るのであるが、しかし、いやしくも、國防國家が、國家における戰爭目的の政治原理の優越性にあるとす以上、そしてまた戰爭は、一般の觀念において、平常性に對する非常性を意味する以上、それは平常性の原理に非ずして、むしろ非常性の原理に外ならないのである。要するに、國防國家は、非常時に直面して、非常的備をなすことではなくして、非常時と平常時とを問はず、絶えず非常時への備を怠らすにしようといふことである。もとより、戰時に入れば、その非常體制は、より高度化されよう。したがつて、國防國家も亦、高度化的適用を見るにいたるであらう。現在非常時だと云ふ意味でなしに、政治原理の内容が、非常性を帯びてゐるといふ意味で、國防國家は非常的である。

したがつて、國防國家は、緊急性は持たない。その意味で、一種の恒久性を帯びはするが、國防國家を恒久化することは妥當でない。何となれば、非常性は、あくまで例外的事態であつて、これを恒存化することは、いかなる場合にも、妥當とは考へられないからである。

抑々國家は何のために存在するか。國際戰爭は、その一つの重大な理由には違ひないが、國際戰爭が、國家存在の全部的理由でもなく、また最高の存在理由でもない。勝利なくして國民生活の保障はあり得ないが、戰爭が唯一の國民生活であるのでもない。願はくは和平に、戰爭の危機を避けて、生活の充足をはかることが出来れば國民生活にとつて、最も幸とせられるのである。

現時は、國際情勢から見ても、事變關係から云つても、戰爭への全機能を發揮すべき時期であるが、これは國

際生活から云つても、國民生活から云つても、一つの變態なのである。故に、わたくしたちは、現に「非常時」と唱へ、「非常時的」備にいそしんでゐるのである。

ここにおいて、とくに、わたくしの希望するところは、「非常性」と「緊急性」との分離である。緊急性は、切迫せる時間を意味し、事態の猶豫を許さないことを意味するけれども、非常性は、事の例外的なるものであり、變態的處置を要する場合を意味する。非常性は屢々、緊急性と結合して現はれるけれども、しかし、必ずしもさうではない。戰時事變の際は、とくに緊急性を認め得るのであるが、しかし、むしろ、それは、非常性であつて事態の進行の情勢に伴ひ、緊急的な場合も、緊急的ならざる場合もあり得よう。支那事變の現段階のやうな、長期戰體制においては、一般的に見て、非常性は濃厚であつても、緊急性は稀薄であると云ひ得よう。

「國家總動員法」は、緊急的ならざる非常性を最もよく發揮せる、立法例とすることができると考へるのである。

すでに「軍需工業動員法」は、單なる戰時状態の現存のみを前提することなしに、適用せらるべき法律であつた。(註三一)その意味で、この法律も亦、緊急性を持つものではなく、單に非常性についての立法であつたといふことができた。

しかるに國家總動員法にいたつては、第一條において「戰時(戰爭に準すべき事變の場合を含む以下之に同じ)に際し國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様人的及物的資源を統制運用する」法律であること

を定義し、その立法の非常性を明にしたけれども、同時に、形式的には、何ら緊急的性質をおびない法律として制定せられた。(註三二)

(註三二) 例へば第二條乃至第九條には「戦時に際し」と規定されてゐるけれども、第十一條以下第十四條には、「軍事上必  
要ある時は」と規定し、その平時適用を許容してゐる。

(註三三) この法律も亦、戦時(又は事變)に非ざる平時に適用せらるべき規定を含んでゐることは、云ふまでもないが、前  
者とその形式を異にしてゐる點を、注目すべきである。

國家總動員法が、具體的規定を勅令に委任する方式をとつたことは、その主旨、目的から見て、何ら緊急性に  
備へるためとは思はれない。かやうな立法形式は、むしろ軍事的特性として、臨機應變に、比較的自由的處置を  
要求するために、とられた形式であると思ふべきであつて、若し、それが、眞に緊急性の要求にもとづいてゐる  
とすれば、憲法第八條又は第七十條を適用すれば足るのである。故に、わたくしは、とくにこの法律を目して、  
緊急性のない、非常性の立法であるとするのである。「勅令の定むる所に依り」なる規定を缺いてゐる軍需工業  
動員法に至つては、一層かやうな性質は明瞭である。

次に、この二つの法律について注目せらるべきは、「國家管理」を規定してゐることである。もとより他に「使  
用」「收用」をも認めてはゐるが、運営の主要なる形式は「國家管理」である。

これによつて、わが國防國家の統制經濟の原理が、國家的管理經濟であるといふことが認められる。それは、  
ナチスの所謂、「國家經濟」(Staatswirtschaft)と、本質的に同一形式をもつてゐると云はねばならない。

そして、次に、最も問題であるのは、憲法上の問題である。換言すれば、この國家總動員法の適用によつて、高度化されつつある、わが國防國家原理の、憲法的妥當性乃至合法性の問題である。

「勅令の定むる所に依り、」法律に依つてのみ制限し得ることを規定してゐる、臣民の權利義務を制限しようとする、この國家總動員法の立憲性及び合法性の問題は、いふまでもなく公權的解釋たる委任命令論では、諒解し難い。それに代るべき種々の見解も、すでに多く提唱されてゐるのであるが、この新しい「法律的命令」の立憲的根據は、非常性の原理以外には求め難い。

先に述べるやうに、緊急性を根據とすることは、現に法律的立法形式を経てゐるのであり、且つ事實上、豫見し得る事態を對稱としてゐるのみならず、豫め備へようとするところにその目的が置かれてゐる以上、これを許し難い。故にこの立法の特色は、緊急性のない非常性である。

非常性は、あらゆる法的例外性を許容すると考へる見解もあるやうであるが、(註三三)それは立憲の主旨に悖り、法治主義の根本原則を破壊するものでなくてはなるまい。立法の非常性による例外的運用に際しても、またおのづから、憲法的根據を必要とすることは云ふまでもあるまい。

(三三) Carl Schmitt の理論がこの點で顧みられねばならない。わが憲法論では、黒田覺教授の解釋が、その例であらう。  
(前出者・第三篇「國家法動員法と非常大權」)

その憲法的根據を求めめるものの中、注目すべき説は、大權の全能性を主張する理論である。もとより大權は全

能であるといへども、すでに成文欽定憲法を公布し、「朕が現在及將來の臣民に率先し此の憲章を履行して愆らざらむことを誓ふ」と「告文」において闡明せられてあるやうに、敢へて憲章に叶はない、解釋を立てることは、その主旨ではあるまじ。(註三四)

(註三四) 水木惣太郎「戰時事變と自由權」(國家學會雜誌五三の二及び三)この論文は、論理過程においては、不少共鳴を禁じ得ないものがある。

かくして、わたくしは、この場合の非常性の根據を、一部においてすでに論難の繰返されてゐる第三十一條に求めることを、妥當と信するのである。但し、從來の第三十一條の解釋のやうに、これを單に、事實的な非常大權の運用の規定として見ようとするには、修正を要するのであつて、この規定を、更に擴張解釋する必要を認める。それは、第八條が、事後承諾を必要とするのと對照的に、この場合は、事前に議會の協賛を求めて置くことによつて、「法律に代るべき命令」を許容しようとするものである。それは實質上は、近時益々外國の立法例に頻繁に見出されるやうになつた行政權に對する立法權の限定的委任に外ならない。

イタリア一九二六年一月三十一日の法律第百號「法律的命令に關する法律」(Loi sur la faculté du pouvoir exécutif de promulguer des règles juridiques)によつて、もちろん、わが國家總動員法の立法形式に該當する、新しい規定を創設したのであつた。(註三五)

(註三五) Darestre, Les Constitutions Modernes, Europe II, 1929, pp. 95-96. 拙著『獨伊獨裁政の機構』二二―二五頁に、その原文を譯載して置いた。わが國家總動員法についての解釋についても、同書第一章第二節に詳論して置いたから



こゝには略説する。

もとより、従来の第三十一條に關する非常大權についての憲法的解釋は、そのまゝ存置して差支ないものであるが、それと同時に、第三十一條は、かやうな新しい立法——とくに緊急性のない非常立法としての法律的命令の、唯一の根據たるべきものである。

この解釋を根據として、初めてわが國家總動員法の非常性が、明瞭にせられ、同時に、この國家總動員法を基礎として成立しつゝある、わが國防國家の、憲法的根據が、確立され得るのである。

そこで、わたくしたちの問題は、わが國防國家の常時性又は恒久性を認める見解の批判に歸つてくる。いやしくも國防國家が、わが欽定憲法に矛盾なく、この憲法そのものゝ上に成立すべき現實の事實的要請を肯定せざるを得ない限り、國防國家の恒久性と常時性とを認めることは、憲法解釋的にも許容せられない。若しも、その恒常性を要求せんとする者があれば、その者は、先づこの欽定憲法條章の改廢を前提としなければならぬ。それは、云ふまでもなく重大事である。したがつて憲法の合法的解釋の許容される範圍において、わが國に可能な國防國家は、この第三十一條を根據とするところの、「戦時又は國家事變の場合」を前提とし又は豫想しての、非常的原理としなければならぬのである。(註三六)

(註三六) 陸軍省情報部が希望したところの、國防國家の下における、「憲法の自由解釋の修正」も、この點に關しては、この程度においてのみ可能なのであらう。(註二六、参照)

したがつて、また、わが國防國家的原理が、現實にその指導性を有する限り、わが憲法の常時的規定（それは法治主義でなくてはならない）は、條章の關係する範圍において、暫定的に停止されてゐるにすぎないのであつて、決して、それが消滅したのではない。

この意味においても、國防國家は、正しい意味での革新なのではない。正しい意味での革新は、非常性による暫定的處置ではあり得ないのであつて、例へば、法治國家の文化國家への恒久的な轉換、又は法治國家の經濟國家への完全な發展によつてのみ、可能にせられるのである。國防國家は、文化國家的なニュアンスも、また經濟國家的なニュアンスも、これを包含してはゐるが、それは時代的反映であつて、本質的には、憲法を破壊することなく、その基礎の上で成り立つてゐる限り、國防國家は、單に、例外的・非常的・異常的原理の發動に外ならないと云はねばならない。

但し、この大勢に便乗して、眞正な文化國家又は經濟國家の確立を敢行しようとすることは——現にそれは屢々政治的策動の基調をなしてゐるやうに——もとより在り得ることである。しかし、かやうな企圖は、上述するやうな國防國家の時代的ニュアンスとしてのみ、満足せらるべきものにすぎないであらう。

最後に、すでに國防國家の國民組織的要求として、「國防的國民」(Das Wehrvolk)の主張されてゐることを想起せねばならない。わが國の「新體制」が生るべき要因は、こゝにあつたのである。事實上、新體制準備會の近衛首相の聲明にもあつたやうに、國防國家は、「國民組織の確立」を目標としてゐる。その本質は、したがつて

「國防的國民」の創設及び練成にあると云はねばならない。

果してしからば、この新體制は、政治運動としての一黨制の確立でもなく、經濟統制のための疏通網でもなく、ハーゼルマイヤアの所謂、「國防教育」のための組織網である。「國防教育」(Wehrziehung)は「軍人教育」(die soldatische Erziehung und Ausbildung)と異り、國民徵兵制度とは異り、「經濟戰」や「心戰」を必要とする總力戰に堪え得る國民を練成することを意味する。(註三七)

わが「大政黨贊會」運動や、先の「精神總動員」運動が、十分の發展をとげ得ないことは、専ら、かやうな運動の性格を理解せず、不純または不合理な要請が、この運動のうちに混入し、運動そのものを不透明且つ不純なものとしたためと云はねばならない。そこには、所謂、「革新」的便乘主義が、あまりにも複雑に作用したためと見るべきであらう。

(註三七) 前出書・三六頁獨逸語原本・二〇頁。

〔附記・本論文は、本来その主題を編輯部から提出せられたとき、元助手圓堂武雄君との共同研究にする計畫のもとに着手せられたものであつて、圓堂君は、わたくしの理論にもとづいて、最後の日本憲法と國家總動員法との關係を研究し、すでにその稿は成り、現にわたくしの手元にあるのであるが、同君は、入替して北支に出征してしまつたため、互に打合せて総合的な論文にする方法がないのである。したがつて本論文は、全部わたくしが執筆してしまつたのであるが、圓堂君の殘して行つた論文から受けた示唆も少くないのである。同君の論文は、別に適當な發表の機會を持ちたいと思ふ。同時に、本論文は、わたくしの、突然の旅計畫のために、事實上極めて單時日の間に、完稿を餘義なくされ、冗長と未熟な部分が多いと思ふ。寛恕を乞ふ次第である。三月十二日完稿の日〕